

財務省告示第三百十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	発行方法	発行 行	払込 金額	額面金額の 種類	発行 行	発行 価格	利過 利率	経過 利率	払込 み
利付国庫債券（十年）（第二百四十 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二千三百九十七億円 二千三百九十九億千五百七十三 万円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年七月二十二日	額面金額百円につき百円九銭	年一・三パーセント	年金資金運用基金理事長は、払 込金額に加え、次の算式により 算出した金額を第十六号に規定 する期日に払い込むものとす る。		平成十四年十二月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し

$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{32}{365}$$

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十三号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成二十四年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
国債代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局
平成十四年七月二十二日